

「モンテスキュー研究」

佐竹寛『モンテスキュー政治思想研究

——政治的自由理念と自然的政治理論の必然的諸関係——』

中央大学出版部、1995年、xiv+360+58ページ

押村高『モンテスキューの政治理論——自由の歴史的位相——』

早稲田大学出版部、1996年、vi+343ページ

川出良枝『貴族の徳、商業の精神——モンテスキューと
専制批判の系譜——』

東京大学出版会、1996年、viii+319+27ページ

森村敏己（一橋大学）

1989年はモンテスキューの生誕300年に当たっていた。いうまでもなくこの年はフランス革命200年記念の年でもあり、ともするとわれわれはその華やかな祭典に目を奪われがちであったが、もちろんモンテスキュー研究がなおざりにされていたわけではない。この時に開催されたコロックの成果は1993年に出版されているし、ジャン・エラルを中心として新たなモンテスキュー全集の編集も始まっている。日本でも1995年から翌年にかけて三冊のモンテスキュー研究が続けて公刊された。これまでルソー研究などに比べてモノグラフィーの数ははるかに少なかったことを考えれば、モンテスキュー研究のこうした盛り上がりは実に喜ばしいといえよう。

ここで取り上げる三冊の研究書には当然ながら扱うテーマにおいて重なる部分が見られる。同じ問題を三人の著者がどう論じているかを比較するのも重要であろうが、今回はむしろそれぞれに特徴的と思われる部分に的を絞って叙述を進めたい。佐竹氏の作品は、初出一覧が示すように古いものでは1957年から最近では1984年という長期に渡る著者のモンテスキュー研究の成果を集めたものである。著者はここで従来のモンテスキュー研究が彼の政治理論にばかり着目し、政治理念の側面を正当に評価してこなかったことを強く批判する。モンテスキューの政治思想とはこの政治理念と政治理論との融合物であるとする著者は両者の関係を解明することを目的に掲げ、議論を進めていく。まず第一章では『自然法試論』と『義務論』の断片を材料にモンテスキューの中に存在する自然法理念を摘出しながら、その自然法が個人的権利であるよりも規範としての客観的法則であることを示し、プーフENDORFら近代自然法学者との違いを明らかにすると同時に、そこに近代的個人主義の要素が希薄であることを理由にモンテスキューにおける社会契約論の不在を説明する。続く二つの章でも政治的自由、絶対主義批判という理念、および「正義」の概念がモンテスキューの思想を貫く重要性を担っていることを示し、従来の、とりわけ権力分立論を中心とした理論の分析に偏った研究への批判を展開している。以下の諸章ではイギリス滞在の意義、ロックやルソー、ホブズを対象とした比較思想史の試み、最後はモンテスキューがア

メリカ独立運動に与えた影響へと議論は進むのだが、紙数の関係からこれらの章についての紹介は省略せざるを得ない。

確かに『法の精神』においてはモンテスキューの理念あるいは道徳的価値判断をあからさまに示す箇所は余り見られない。このことがモンテスキューの理念的側面を軽視したり、あるいは理念を理論とは矛盾する要素として処理したりする態度が生じる一因となっている。しかし、モンテスキューにとって政治的自由という問題が持つ重要性、その対極にあるものとしての専制への嫌悪を考えるだけでも、彼のうちに強烈的な価値判断が存在することは明白である。たとえばアジアの専制は風土や歴史といった側面からはむしろ自然なものであり、かつこれを確立するためには情熱しか要さないとされ、さらに原理である恐怖が支配していれば政体としては機能するはずである。にもかかわらずこの政体が「本性上すでに腐敗している」とする記述は、モンテスキューのいわゆる相対主義からは説明できない。こういった意味で著者がモンテスキューにおける理念の重要性とその解明に力を尽くしたことは当然であろうし、また正当に評価されるべきであろう。しかし、著者がその材料として『自然法試論』を重視している点には疑問を覚える。著者自身、注の中でこの作品の信憑性に疑問を呈したシャクルトンの名を挙げている以上、シャクルトンへの反論のないまま『自然法試論』を利用するのはいかがなものであろうか。また、ルソーとの比較を論じながら、モンテスキューをジロンドに、ルソーをジャコバンに結び付けている点も今日から見れば図式的に過ぎるのではあるまいか。

一方、押村氏の著作は第一篇「モンテスキューにおける方法論的秩序」、第二篇「政体論の意義と射程」、第三篇「『自由の体系』の構想」の三部構成を取っている。第一篇で著者は実定法に優越する規範としての自然法の存在を示し、そのうえで風土を中心とした物理的原因と精神的原因の相互作用から形成される一般的性格、とりわけ習俗にモンテスキューが与えた重要性を明らかにしている。実定法を制定する立法者は自然法という上位規範を持つだけでなく、国民の習俗にも従わなければならない。というのも社会秩序を保つうえで最大の要因は法ではなく習俗であり、習俗に逆らう法はいたずらに社会を混乱に陥れるばかりか、ひとたび習俗の腐敗が始まれば法にはその影響を防ぐ力などないからである。立法行為の効力と範囲の限定を目的としたモンテスキューのこうした議論を分析することで、著者はモンテスキューを近代的主権概念あるいは立法万能主義への批判者と位置付け、彼の思想の中に「反主権」の政治学を見る。第二篇ではオークショットの解釈、すなわちモンテスキューは君主制と共和制という、社会秩序を維持する方法という点で競合する二つの類型を示したのだという議論に賛意が表される。つまり共和制とは公への私の従属を通じた成員の一体化、集団的自我形成の場としての政治共同体であり、一方の君主制は多様な価値、利害、集団の自己実現の場である。しかし、著者はモンテスキューにとって共和制は過去のものであったと見なす点ではオークショットを批判し、二つのモデルを価値判断とは切り離して対比する必要性を説く。一方、第三の政体である専制論に関しては、それがモンテスキューの事実判断と価値判断の交錯する場であるとしたうえで、先に述べた習俗への法の従属という観点からモンテスキューの専制批判を分析している。すなわちモンテスキューによれば専制とはヨーロッパの習俗と適合しない政体である。このため無理やり専制国家をヨーロッパに樹立しようとしても成功することはなく、社会を混乱させ、君主にとっても危険だといっているのである。つまり、モンテスキューの反主権論はここにおいて専制批判の重要な要素として機能している。しかし、ヨーロッパの習俗と専制との不適合、言い換えればヨーロッパにおける専制の樹立不可能性の強調はフランスの専制化に対してモンテスキューが抱いていた危機感を結果として過小評価してしまうことにならないだろうか。この点

で著者はモンテスキューがあらゆる政治は専制に向かうとしていたことを重視し、それだけに制限政体を意図的に目指すことの重要性を指摘している。おそらく「モンテスキューは、一方では自生的秩序の尊重を謳いながらも、他方で自由の問題に関しては……「政治」の割合を高く評価した」という一文は、専制論のうちに客観的事実判断には収まらないモンテスキューの価値観が現れてくることを指摘したものであろう。第三篇では価値判断を含む政治的自由と事実認識としての類型論との矛盾を、政治的自由を歴史的事実の中で把握するというモンテスキューの方法論に着目することで解決し、古代共和制に見られる「政治参加」としての自由からモンテスキューが脱却し、ゴチック政体としての君主制とイギリスの国制という二つの国家における自由の可能性を追及していく過程が描かれる。その際、イギリスの比較の対象はフランス君主制ではなく古代共和制であったという指摘は興味深い。すなわち、もはや古代的な徳をもたず、かといって名誉に基づく君主制でもないイギリスは近代の共和国における自由の可能性を示す存在なのである。

最後に川出氏の著作だが、著者は王権、身分秩序、カトリックという三者がかろうじて結合していた身分社会の変容という時代背景を前提に、この変化への取組という観点からモンテスキューの思想を分析してみせる。その際特徴的なのは、全体の半分近くの紙数がモンテスキュー以前の思想家の分析にあてられている点である。17世紀末に生じた上述の変化を前に思想家たちは様々な反応を示した。著者はそれを、世俗化を強めながら肥大化する王権をカトリックの立場から再び道德化しようとするフェヌロン、王権による身分秩序破壊への危機感から貴族の復権を主張するブーランヴィリエ、王権の一層の合理化を目指し身分に代わり個人的能力に基づく新たな位階秩序を求めるアベ・ド・サン・ピエールの三者に代表させる。そのうえで彼らの問題提起を受け、独自の思想を鍛え上げた人物としてモンテスキューの「自由な国家」論の分析が行なわれる。著者の議論において注目すべきは「不協和の調和」という概念である。多元的な諸権力の対立を内包しつつも、それゆえかえって自由が維持されるというモンテスキューの中心的思想を示すこの概念は専制批判の分析にもイギリス国制およびフランス君主制の考察にも一貫して重要な位置を占めている。専制とはこうした多元的権力構造の対極に位置するものであり、また、イギリスでは貴族の没落により諸身分間の権力の均衡は崩れつつあるが、党派抗争という新しいタイプの「不協和の調和」が自由存続の可能性を示している。そしてフランス封建体制が実現していた自由な君主制もまたゲルマンの習俗と精神が生んだ「不協和の調和」の産物なのだとされる。著者の議論においてももうひとつ重要な点は身分社会から商業社会への移行という時代変化に対するモンテスキューの取組を主要な論点に据えたことである。近代君主制を特徴付けるのは商業精神の支配である。君主制の原理は名誉であるとする周知の定義が示すように、君主制においては名誉の追及が国家への貢献に結果として結びつくのだが、それだけでなく商業精神が支配する近代国家においては個人の私的利益の追及が国全体としての富の増加をも実現する。つまりモンテスキューがジャンセニストから受け継いだとされる「情欲の秩序」は近代君主制の下ではこのように二重の秩序を実現している。換言すれば近代君主制は名誉心を支える身分社会から個人を中心とした商業社会への移行を体現している。ただし名誉心は商業社会の一層の進展とともに消えゆくべき過去の遺物ではない。著者によれば自己の生命、財産よりも体面の保持を重視する名誉心は専制化への不可欠の防壁である。商業精神では専制の恐怖は克服できない。死をも恐れぬ名誉の感情だけが専制君主の要求をはねのけることができる。すなわちモンテスキューは名誉心と一体化した貴族の精神を保持したまま、商業精神による私的利益追求の容認を組み込むことで、時代の変化に君主制を対応させようとしている。いわば貴族は新しい君主制の中にあらかじめ位置付けられたのである。一見したところ対立概念を並べたかに

見える本書のタイトルは最後になってその意味を明らかにしているといえるだろう。

以上の三作品に共通して感じられるのは「自由な国家」の可能性を追求するモンテスキューの姿勢とその底に流れる彼のユマニズムへの共鳴であろう。新たな全集の刊行が日本でも一層のモンテスキュー研究の進展を促す契機となることを期待したい。